

# 収益認識の会計・税務

小林 正和・石井 亮【著】  
A 5判 210頁 2,500円+税  
中央経済社刊



企業活動の根幹は外部の顧客に対して経済的な価値を提供することとあり、提供された価値は売上高等の収益科目として財務諸表に反映されることになる。売上高は企業活動の規模を示す重要な指標であり、取引先や金融機関、株主など利害関係者によって広く活用されている。

その意味で、収益をどのタイミングでいくらか認識すべきかというテーマは会計上、最も重要視されるべき論点であるが、日本の会計基準においては、収益認識に係る包括的な会計基準は存在しなかったため、個々の会社が業界の慣行を考慮しつつ、会計監査人と議論して決定してきたのが従来の実務である。一方で、国際財務報告基準(IFRS)や米国会計基準においては収益認識に係る会計基準はす

で公表されており、わが国においてもIFRSへのコンパリエンスの流れのなか、収益認識に係る会計基準開発の検討が進められている状況にある。

本書はこうした状況下において、IFRSも含めた収益認識基準につき包括的な解説を行うことを目的としてまとめられたものである。大手監査法人や企業会計基準委員会(ASBJ)など、企業会計の第一線での豊富な業務経験を有している著者の小林会計士によつてソフトウェア販売、ポイントサービス、リベート、ライセンス供与、工事進行基準などの段階的な収益認識といった実務上、頻出する論点につき現行の日本基準での取扱いとIFRSでの取扱いがコンパクトにまとめられている。

また、金融商品や流動化についての収益認識については別章が設けられ個別に解説が行われている。

一方で、会計処理と対になる論点として税務処理がある。税務は収益認識につき原則として独自の基準を持たず、一般に公正妥当と認められる会計処理基準に準じて処理することとされているが、実務的には、無用な税務調整を避けるために税務の取扱いを基礎とし

て会計処理が決定されることもあれば、会計上の実務指針に即して行つた税務処理が税務調査にて否認されることもあり、両者の関係は密接不可分なものとなっている。

本書においては各論点に係る税務処理について、国税審判官として当局サイドでの実務経験も有する石井弁護士により詳細な解説がなされている。解説においては法令や通達の規定にとどまらず、過去の裁判例や裁決例を引用した踏み込んだ考察が行われており、非常に興味深い。

今後、わが国において収益認識基準が公表された場合、著者の指摘のとおり申告調整項目の増加が生じるなど、上場企業のみならず、非上場企業にも影響が及ぶことが想定される。収益の計上は企業活動の根幹であり影響が甚大であることから、経理担当者や会計専門家は早期に自社や担当先に関係する論点を把握し、新基準に対応する準備をする必要があるが、そうした準備を開始するにあたって本書はバランスよく論点を網羅しており、有用な1冊に仕上がっている。

宮口 徹(公認会計士・税理士)